

## 商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞

(令和6年4月1日現在)

|   |  |
|---|--|
| 募集期間  | 令和6年4月1日(月)～令和6年9月30日(月)   |
| 商品名<br>(愛称)   | ・スーパー定期貯金＜単利型＞<br>(ATMプラス)   |
| 取扱いATM  | ・兵庫県内JAのATM  |
| ご利用いただける方   | ・JA兵庫六甲の総合口座通帳または定期貯金通帳をお持ちの個人の方   |
| 取扱媒体  | ・JA兵庫六甲の定期貯金通帳(総合口座通帳を含む)  |
| 期間  | ・1年、2年   |
| 預入方法<br><br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位<br>(4) 一回あたりの<br>入金限度額               | <p>※ご利用にあたって、あらかじめ定期貯金通帳の開設(定期貯金口座の総合口座への組入れ)が必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現金もしくは当座性貯金口座からの振替による一括預入</li> <li>・10,000円以上</li> <li>・1円単位(硬貨対応していない一部のATMでは硬貨での預入はできません。)</li> <li>・(現金扱い)<br/>1契約につき100万円まで。<br/>(紙幣100枚・硬貨100枚以内のお取扱いとなります。)</li> <li>・(振替扱い) <ul style="list-style-type: none"> <li>①同一名義人様からの振替:1日あたり200万円まで。</li> <li>②上記①以外の口座からの振替:1日あたり50万円まで。<br/>(限度額変更を届けられている場合はその範囲内となります)</li> </ul> </li> </ul> <p>*ただし上記限度額には当日の引出し、振替、振込、デビットカードのご利用分が含まれます。<br/>*キャッシュカードを発行されていない口座からの振替はできません。</p> |
| 払戻方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後に一括して払い戻します。</li> <li>・解約手続きは当JA窓口での取扱いとなります。<br/>ただし、総合口座定期貯金の満期解約予約については、一部のATMでは取扱いが可能となります(お手続きには、キャッシュカードが必要です。)</li> </ul>  |
| 利息<br>(1) 適用金利<br><br>(2) 利払頻度<br><br>(3) 計算方法<br>(4) 税金<br><br>(5) 金利情報の<br>入手方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・預入時の店頭表示利率に年0.01%上乗せした利率を初回満期日まで適用します。初回満期日以後の利息はこの定期貯金の自動継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。</li> <li>・預入期間1年のものは満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・預入期間2年のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て)により計算します。</li> <li>・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。</li> <li>・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。<br/>※令和19年12月31日までの適用となります。</li> <li>・ATM画面を操作してご契約手続きを進めていただくと適用金利がATM操作画面に表示されます。</li> </ul>          |
| 満期時の取扱方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・元金自動継続 または 元利金自動継続<br/>(現金扱いで定期貯金通帳(総合口座を除く)へ入金の場合、元利金自動継続の取扱いとなります。)</li> </ul>   |
| 手数料   | —  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| 付加できる特約事項          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。<br/>(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.25%を上乗せした利率)</li> <li>・現金で定期貯金通帳(総合口座を除く)への入金で、預け入れ期間2年を選択された場合、中間払い利息は定期貯金(子定期)となります。</li> </ul>   |
| 中途解約時の取扱い          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 6か月未満 解約日における普通貯金利率</li> <li>② 6か月以上1年未満 約定利率×50%</li> <li>③ 1年以上2年未満 約定利率×70%</li> </ul> </li> <li>ただし、②および③の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</li> </ul>  |
| 貯金保険制度(公的制度)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対象<br/>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>   |
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置<br/>本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JAリスク統括本部(電話：078-981-8769)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。<br/>また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>・紛争解決措置<br/>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAリスク統括本部またはJAバンク相談所にお申し出ください。<br/>兵庫県弁護士会(電話：078-341-8227)<br/>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JAリスク統括本部またはJAバンク相談所にお問い合わせください。)</li> <li>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域の組合員・利用者からのお申し出について、組合員・利用者の意向に基づき、組合員・利用者のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</li> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。<br/>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。) </li> </ul> |
| その他参考となる事項         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約にあたっては定期貯金通帳(総合口座通帳を含む)が必要になります。お通帳をお持ちで無い場合はあらかじめ窓口にて口座開設手続が必要ですが、</li> <li>・募集期間の途中であっても取扱内容を変更または終了する場合があります。</li> </ul>  |

詳しくは窓口またはくらしの相談員にお問い合わせください。

J A兵庫六甲

**商品概要説明書**  
スーパー定期貯金<複利型>

(令和6年4月1日現在)

|   |  |         |               |             |          |
|---|--|---------|---------------|-------------|----------|
| 募集期間  | 令和6年4月1日(月)～令和6年9月30日(月)   |         |               |             |          |
| 商品名<br>(愛称)   | ・スーパー定期貯金<複利型><br>( ATMプラス )   |         |               |             |          |
| 取扱いATM  | ・兵庫県内JAのATM  |         |               |             |          |
| ご利用いただける方   | ・JA兵庫六甲の総合口座通帳または定期貯金通帳をお持ちの個人の方   |         |               |             |          |
| 取扱媒体  | ・JA兵庫六甲の定期貯金通帳(総合口座通帳を含む)  |         |               |             |          |
| 期間  | ・3年、4年、5年、7年、10年   |         |               |             |          |
| 預入方法<br><br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位<br>(4) 一回あたりの<br>入金限度額                   | <p>*ご利用にあたって、あらかじめ定期貯金通帳の開設(定期貯金口座の総合口座への組入れ)が必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現金もしくは当座性貯金口座からの振替による一括預入</li> <li>・10,000円以上</li> <li>・1円単位(硬貨対応していない一部のATMでは硬貨での預入はできません。)</li> <li>・(現金扱い)</li> <li>1契約につき100万円まで。<br/>(紙幣100枚・硬貨100枚以内のお取扱いとなります。)</li> <li>・(振替扱い) <ul style="list-style-type: none"> <li>①同一名義人様からの振替:1日あたり200万円まで。</li> <li>②上記①以外の口座からの振替:1日あたり50万円まで。<br/>(限度額変更を届けられている場合はその範囲内となります)</li> </ul> </li> </ul> <p>*ただし上記限度額には当日の引出し、振替、振込、デビットカードのご利用分が含まれます。</p> <p>*キャッシュカードを発行されていない口座からの振替はできません。</p> |         |               |             |          |
| 払戻方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後に一括して払い戻します。</li> <li>・解約手続きは当JA窓口での取扱いとなります。<br/>ただし、総合口座定期貯金の満期解約予約については、一部のATMでは取扱いが可能となります(お手続きには、キャッシュカードが必要です。)</li> </ul>  |         |               |             |          |
| 利息<br><br>(1) 適用金利<br><br>(2) 利払頻度<br>(3) 計算方法<br><br>(4) 税金<br><br>(5) 金利情報の<br>入手方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・預入時の店頭表示利率に年0.01%上乗せした利率を初回満期日まで適用します。初回満期日以後の利息はこの定期貯金の自動継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。</li> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。</li> <li>・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。<br/>※令和19年12月31日までの適用となります。</li> <li>・ATM画面を操作してご契約手続きを進めていただくと適用金利がATM操作画面に表示されます。</li> </ul>   |         |               |             |          |
| 手数料   | —  |         |               |             |          |
| 満期時の取扱方法  | ・元金自動継続 または 元利金自動継続<br>(現金扱いで定期貯金通帳(総合口座を除く)へ入金の場合、元利金自動継続の取扱いとなります。)  |         |               |             |          |
| 付加できる特約事項   | ・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。<br>(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.25%を上乗せした利率)   |         |               |             |          |
| 中途解約時の<br>取扱い   | <p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 約定した預入期間が3年以上4年未満の場合</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 6か月未満</td> <td style="width: 50%;">解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> </table>   | ① 6か月未満 | 解約日における普通貯金利率 | ② 6か月以上1年未満 | 約定利率×20% |
| ① 6か月未満   | 解約日における普通貯金利率  |         |               |             |          |
| ② 6か月以上1年未満   | 約定利率×20%   |         |               |             |          |

|                          |   |
|--------------------------|---|
|                          | <p>③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×30%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×40%</p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>⑥ 2年6か月以上4年未満 約定利率×70%</p> <p>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>(2) 約定した預入期間が4年の場合</p> <p>① 6か月未満 解約日における普通貯金利率</p> <p>② 6か月以上1年未満 約定利率×10%</p> <p>③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×30%</p> <p>⑤ 2年以上3年未満 約定利率×40%</p> <p>⑥ 3年以上4年未満 約定利率×70%</p> <p>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>(3) 約定した預入期間が4年超5年以下の場合</p> <p>① 6か月未満 解約日における普通貯金利率</p> <p>② 6か月以上1年未満 約定利率×10%</p> <p>③ 1年以上2年未満 約定利率×20%</p> <p>④ 2年以上3年未満 約定利率×30%</p> <p>⑤ 3年以上4年未満 約定利率×50%</p> <p>⑥ 4年以上5年未満 約定利率×70%</p> <p>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>(4) 約定した預入期間が5年超7年以下の場合</p> <p>① 6か月未満 解約日における普通貯金利率</p> <p>② 6か月以上1年未満 約定利率×10%</p> <p>③ 1年以上2年未満 約定利率×20%</p> <p>④ 2年以上3年未満 約定利率×30%</p> <p>⑤ 3年以上4年未満 約定利率×50%</p> <p>⑥ 4年以上5年未満 約定利率×70%</p> <p>⑦ 5年以上6年未満 約定利率×80%</p> <p>⑧ 6年以上7年未満 約定利率×90%</p> <p>ただし、②から⑧までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>(5) 約定した預入期間が7年超10年以下の場合</p> <p>① 6か月未満 解約日における普通貯金利率</p> <p>② 6か月以上2年6か月未満 約定利率×10%</p> <p>③ 2年6か月以上3年未満 約定利率×20%</p> <p>④ 3年以上4年未満 約定利率×30%</p> <p>⑤ 4年以上5年未満 約定利率×40%</p> <p>⑥ 5年以上6年未満 約定利率×50%</p> <p>⑦ 6年以上7年未満 約定利率×60%</p> <p>⑧ 7年以上8年未満 約定利率×70%</p> <p>⑨ 8年以上9年未満 約定利率×80%</p> <p>⑩ 9年以上10年未満 約定利率×90%</p> <p>ただし、②から⑩までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> |
| <p>貯金保険制度<br/>(公的制度)</p> | <p>・保護対象<br/>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>  |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| <p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置<br/>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JAリスク統括本部(電話：078-981-8769)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。<br/>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>・紛争解決措置<br/>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。<br/>上記当JAリスク統括本部またはJAバンク相談所にお申し出ください。<br/>兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227）<br/>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JAリスク統括本部またはJAバンク相談所にお問い合わせください。）</li> <li>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域の組合員・利用者からのお申し出について、組合員・利用者の意向に基づき、組合員・利用者のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</li> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。<br/>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。<br/>具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。）</li> </ul> |
| <p>その他参考となる事項</p>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約にあたっては定期貯金通帳（総合口座通帳を含む）が必要になります。お通帳をお持ちで無い場合はあらかじめ窓口にて口座開設手続きが必要です。</li> <li>・募集期間の途中であっても取扱内容を変更または終了する場合があります。</li> </ul>   |

詳しくは窓口またはくらしの相談員にお問い合わせください。

JA兵庫六甲

**商品概要説明書**  
変動金利定期貯金<単利型>

(令和6年4月1日現在)

|   |  |
|---|--|
| 募集期間  | 令和6年4月1日(月)～令和6年9月30日(月)   |
| 商品名<br>(愛称)   | ・変動金利定期貯金<単利型><br>(ATMプラス)   |
| 取扱いATM  | ・兵庫県内JAのATM  |
| ご利用いただける方   | ・JA兵庫六甲の総合口座通帳または定期貯金通帳をお持ちの個人の方   |
| 取扱媒体  | ・JA兵庫六甲の定期貯金通帳(総合口座通帳を含む)  |
| 期間  | ・1年、2年   |
| 預入方法<br><br>(1) 預入方法<br><br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位<br>(4) 一回あたりの<br>入金限度額           | <p>*ご利用にあたって、あらかじめ定期貯金通帳の開設(定期貯金口座の総合口座への組入れ)が必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現金もしくは当座性貯金口座からの振替による一括預入<br/>(現金でのお預入は総合口座通帳のみとなります。)</li> <li>・10,000円以上</li> <li>・1円単位(硬貨対応していない一部のATMでは硬貨でのお預入はできません。)</li> <li>・(現金扱い)<br/>1契約につき100万円まで。<br/>(紙幣100枚・硬貨100枚以内のお取扱いとなります。)</li> <li>・(振替扱い) <ul style="list-style-type: none"> <li>①同一名義人様からの振替:1日あたり200万円まで。</li> <li>②上記①以外の口座からの振替:1日あたり50万円まで。<br/>(限度額変更を届けられている場合はその範囲内となります)</li> </ul> </li> </ul> <p>*ただし上記限度額には当日の引出し、振替、振込、デビットカードのご利用分が含まれます。<br/>*キャッシュカードを発行されていない口座からの振替はできません。</p> |
| 払戻方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後に一括して払い戻します。</li> <li>・解約手続きは当JA窓口での取扱いとなります。<br/>ただし、総合口座定期貯金の満期解約予約については、一部のATMでは取扱いが可能となります(お手続きには、キャッシュカードが必要です。)</li> </ul>  |
| 利息<br>(1) 適用金利<br><br>(2) 利払頻度<br><br>(3) 計算方法<br>(4) 税金<br><br>(5) 金利情報の<br>入手方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・変動金利定期貯金利率に年0.01%上乗せした利率を初回満期日まで適用します。変動金利定期貯金利率は預入後6か月間は預入時の約定利率を適用し、預入日から6か月ごとに、当JAが預入の際に提示するスーパー定期貯金または大口定期貯金の6か月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。</li> <li>・中間利払日(預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。<br/>なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率[利率を変更したときは変更後の利率]×70%。小数点第4位以下切捨て)により計算します。</li> <li>・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。</li> <li>・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。<br/>※令和19年12月31日までの適用となります。</li> <li>・ATM画面を操作してご契約手続きを進めていただくと適用金利がATM操作画面に表示されます。</li> </ul>     |
| 手数料   | —  |
| 満期時の取扱方法  | ・元金自動継続 または 元利金自動継続<br>(現金扱いで定期貯金通帳(総合口座を除く)へ入金の場合、元利金自動継続の取扱いとなります。)  |
| 付加できる特約事項   | ・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。<br>(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.25%を上乗せした利率)   |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| <p>中途解約時の<br/>取扱い</p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</li> <li>（1）約定した預入期間が1年または2年の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 6か月未満 解約日における普通貯金利率</li> <li>② 6か月以上1年未満 約定利率×50%</li> <li>③ 1年以上3年未満 約定利率×70%</li> </ul> </li> <li>ただし、②および③の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</li> <li>（2）約定した預入期間が2年の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 6か月未満 解約日における普通貯金利率</li> <li>② 6か月以上1年未満 約定利率×40%</li> <li>③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</li> <li>④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</li> </ul> </li> <li>ただし、②から④までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</li> <li>・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。</li> </ul>   |
| <p>貯金保険制度<br/>（公的制度）</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対象</li> <li>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>   |
| <p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置</li> <li>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JAリスク統括本部（電話：078-981-8769）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</li> <li>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>・紛争解決措置</li> <li>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAリスク統括本部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</li> <li>兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227）</li> <li>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JAリスク統括本部またはJAバンク相談所にお問い合わせください。）</li> <li>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域の組合員・利用者からのお申し出について、組合員・利用者の意向に基づき、組合員・利用者のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</li> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> <li>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。）</li> </ul> |
| <p>その他参考となる<br/>事項</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約にあたっては定期貯金通帳（総合口座通帳を含む）が必要になります。お通帳をお持ちで無い場合はあらかじめ窓口にて口座開設手続が必要が必要です。</li> <li>・募集期間の途中であっても取扱内容を変更または終了する場合があります。</li> </ul>   |

詳しくは窓口またはくらしの相談員にお問い合わせください。

J A兵庫六甲

商品概要説明書  
変動金利定期貯金＜複利型＞

(令和6年4月1日現在)

|   |  |
|---|--|
| 募集期間  | 令和6年4月1日(月)～令和6年9月30日(月)   |
| 商品名<br>(愛称)   | ・変動金利定期貯金＜複利型＞<br>(ATMプラス)   |
| 取扱いATM  | ・兵庫県内JAのATM  |
| ご利用いただける方   | ・JA兵庫六甲の総合口座通帳または定期貯金通帳をお持ちの個人の方   |
| 取扱媒体  | ・JA兵庫六甲の定期貯金通帳(総合口座通帳を含む)  |
| 期間  | ・3年  |
| 預入方法<br><br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位<br>(4) 一回あたりの<br>入金限度額                   | <p>*ご利用にあたって、あらかじめ定期貯金通帳の開設(定期貯金口座の総合口座への組入れ)が必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現金もしくは当座性貯金口座からの振替による一括預入</li> <li>・10,000円以上</li> <li>・1円単位(硬貨対応していない一部のATMでは硬貨での預入はできません。)</li> <li>・(現金扱い)</li> <li>1契約につき100万円まで。<br/>(紙幣100枚・硬貨100枚以内のお取扱いとなります。)</li> <li>・(振替扱い) <ul style="list-style-type: none"> <li>①同一名義人様からの振替:1日あたり200万円まで。</li> <li>②上記①以外の口座からの振替:1日あたり50万円まで。<br/>(限度額変更を届けられている場合はその範囲内となります)</li> </ul> </li> </ul> <p>*ただし上記限度額には当日の引出し、振替、振込、デビットカードのご利用分が含まれます。</p> <p>*キャッシュカードを発行されていない口座からの振替はできません。</p> |
| 払戻方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後に一括して払い戻します。</li> <li>・解約手続きは当JA窓口での取扱いとなります。<br/>ただし、総合口座定期貯金の満期解約予約については、一部のATMでは取扱いが可能となります(お手続きには、キャッシュカードが必要です。)</li> </ul>  |
| 利息<br><br>(1) 適用金利<br><br>(2) 利払頻度<br>(3) 計算方法<br><br>(4) 税金<br><br>(5) 金利情報の<br>入手方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・変動金利定期貯金利率に年0.01%上乗せした利率を初回満期日まで適用します。変動金利定期貯金利率は預入後6か月間は預入時の約定利率を適用し、預入日から6か月ごとに、当JAが預入の際に提示するスーパー定期貯金または大口定期貯金の6か月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。</li> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。</li> <li>・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。<br/>※令和19年12月31日までの適用となります。</li> <li>・ATM画面を操作してご契約手続きを進めていただくと適用金利がATM操作画面に表示されます。</li> </ul>   |
| 手数料   | —  |
| 満期時の取扱方法  | ・元金自動継続 または 元利金自動継続<br>(現金扱いで定期貯金通帳(総合口座を除く)へ入金の場合、元利金自動継続の取扱いとなります。)  |
| 付加できる特約事項   | ・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。<br>(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.25%を上乗せした利率)   |



|                           |   |         |                |             |          |               |          |               |          |               |          |               |          |
|---------------------------|---|---------|----------------|-------------|----------|---------------|----------|---------------|----------|---------------|----------|---------------|----------|
| <p>中途解約時の<br/>取扱い</p>     | <p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。</p> <table border="0"> <tr> <td>① 6か月未満</td> <td>解約日における普通貯金の利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table> <p>ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p>  | ① 6か月未満 | 解約日における普通貯金の利率 | ② 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% | ③ 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% | ④ 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% | ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% | ⑥ 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |
| ① 6か月未満                   | 解約日における普通貯金の利率  |         |                |             |          |               |          |               |          |               |          |               |          |
| ② 6か月以上1年未満               | 約定利率×40%  |         |                |             |          |               |          |               |          |               |          |               |          |
| ③ 1年以上1年6か月未満             | 約定利率×50%  |         |                |             |          |               |          |               |          |               |          |               |          |
| ④ 1年6か月以上2年未満             | 約定利率×60%  |         |                |             |          |               |          |               |          |               |          |               |          |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満             | 約定利率×70%  |         |                |             |          |               |          |               |          |               |          |               |          |
| ⑥ 2年6か月以上3年未満             | 約定利率×90%  |         |                |             |          |               |          |               |          |               |          |               |          |
| <p>貯金保険制度<br/>(公的制度)</p>  | <p>・保護対象<br/>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>  |         |                |             |          |               |          |               |          |               |          |               |          |
| <p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p> | <p>・苦情処理措置<br/>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JAリスク統括本部（電話：078-981-8769）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。<br/>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>・紛争解決措置<br/>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。<br/>上記当JAリスク統括本部またはJAバンク相談所にお申し出ください。<br/>兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227）<br/>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JAリスク統括本部またはJAバンク相談所にお問い合わせください。）<br/>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域の組合員・利用者からのお申し出について、組合員・利用者の意向に基づき、組合員・利用者のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <p>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。<br/>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。）</p> |         |                |             |          |               |          |               |          |               |          |               |          |
| <p>その他参考となる<br/>事項</p>    | <p>・ご契約にあたっては定期貯金通帳（総合口座通帳を含む）が必要になります。お通帳をお持ちで無い場合はあらかじめ窓口にて口座開設手続が必要ですが、<br/>・募集期間の途中であっても取扱内容を変更または終了する場合があります。</p>  |         |                |             |          |               |          |               |          |               |          |               |          |

詳しくは窓口またはくらしの相談員にお問い合わせください。

JA兵庫六甲

# 商品概要説明書

## 期日指定定期貯金

(令和6年4月1日現在)

|   |  |
|---|--|
| 募集期間  | 令和6年4月1日(月)～令和6年9月30日(月)   |
| 商品名<br>(愛称)   | ・期日指定定期貯金<br>(ATMプラス)  |
| 取扱いATM  | ・兵庫県内JAのATM  |
| ご利用いただける方   | ・JA兵庫六甲の総合口座通帳または定期貯金通帳をお持ちの個人の方   |
| 取扱媒体  | ・JA兵庫六甲の定期貯金通帳(総合口座通帳を含む)  |
| 期間  | ・最長3年  |
| 預入方法<br><br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位<br>(4) 一回あたりの<br>入金限度額               | <p>*ご利用にあたって、あらかじめ定期貯金通帳の開設(定期貯金口座の総合口座への組入れ)が必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現金もしくは当座性貯金口座からの振替による一括預入</li> <li>・10,000円以上</li> <li>・1円単位(硬貨対応していない一部のATMでは硬貨での預入はできません。)</li> <li>・(現金扱い)</li> <li>1契約につき100万円まで。<br/>(紙幣100枚・硬貨100枚以内のお取扱いとなります。)</li> <li>・(振替扱い) <ul style="list-style-type: none"> <li>①同一名義人様からの振替:1日あたり200万円まで。</li> <li>②上記①以外の口座からの振替:1日あたり50万円まで。<br/>(限度額変更を届けられている場合はその範囲内となります)</li> </ul> </li> </ul> <p>*ただし上記限度額には当日の引出し、振替、振込、デビットカードのご利用分が含まれます。</p> <p>*キャッシュカードを発行されていない口座からの振替はできません。</p> |
| 払戻方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後に一括して払い戻します。</li> <li>・解約手続きは当JA窓口での取扱いとなります。<br/>ただし、総合口座定期貯金の満期解約予約については、一部のATMでは取扱いが可能となります(お手続きには、キャッシュカードが必要です。)</li> </ul>  |
| 利息<br>(1) 適用金利<br><br>(2) 利払頻度<br>(3) 計算方法<br><br>(4) 税金<br><br>(5) 金利情報の<br>入手方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・預入時の店頭表示利率に年0.01%上乗せした利率を初回満期日まで適用します。初回満期日以後の利息はこの定期貯金の自動継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。</li> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年ごとに複利計算をします。</li> <li>・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。<br/>※令和19年12月31日までの適用となります。</li> <li>・ATM画面を操作してご契約手続きを進めていただくと適用金利がATM操作画面に表示されます。</li> </ul>  |
| 手数料   | —  |
| 満期時の取扱方法  | ・元金自動継続 または 元利金自動継続<br>(現金扱いで定期貯金通帳(総合口座を除く)へ入金の場合、元利金自動継続の取扱いとなります。)  |
| 付加できる特約事項   | ・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。<br>(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.25%を上乗せした利率)   |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| <p>中途解約時の取扱い</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により1年ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。</li> <li>(1) 6か月未満 解約日における普通貯金利率</li> <li>(2) 6か月以上1年未満 預入時の2年以上利率×40%</li> <li>(3) 1年以上1年6か月未満 預入時の2年以上利率×50%</li> <li>(4) 1年6か月以上2年未満 預入時の2年以上利率×60%</li> <li>(5) 2年以上2年6か月未満 預入時の2年以上利率×70%</li> <li>(6) 2年6か月以上3年未満 預入時の2年以上利率×90%</li> </ul> <p>ただし、(2)から(6)までの利率が解約日における普通貯金利率を下回る場合は、その普通貯金利率によって計算します。</p>  |
| <p>貯金保険制度（公的制度）</p>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対象</li> </ul> <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>   |
| <p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置</li> </ul> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JAリスク統括本部（電話：078-981-8769）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紛争解決措置</li> </ul> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAリスク統括本部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227）<br/> 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JAリスク統括本部またはJAバンク相談所にお問い合わせください。）</p> <p>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域の組合員・利用者からのお申し出について、組合員・利用者の意向に基づき、組合員・利用者のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。）</p> |
| <p>その他参考となる事項</p>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日の指定がないときは最長預入期限（3年）が満期日となります。</li> <li>・継続後の貯金の金額が預入上限金額である300万円を超える場合は、自動的に期間3年、複利型のスーパー定期として継続します。</li> <li>・ご契約にあたっては定期貯金通帳（総合口座通帳を含む）が必要になります。お通帳をお持ちで無い場合はあらかじめ窓口にて口座開設手続きが必要です。</li> <li>・募集期間の途中であっても取扱内容を変更または終了する場合があります。</li> </ul>   |

詳しくは窓口またはくらしの相談員にお問い合わせください。

J A兵庫六甲